

障害者手帳などで受けられるサービス

障がい者の方々の日常生活の自立を支援するために、いろいろな援助の制度があります。ここでは、障害者手帳などを所持していることで受けられる主なサービスを項目ごとに紹介します。

身体障害者手帳とは

次のような障がいにより、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける方に対して、身体障害者福祉法に基づき北海道知事が交付します。手続きは役場福祉こども課または役場支所でできます。

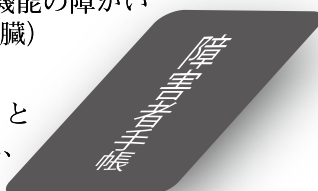
この手帳に記載される1級から6級までの等級は、医師の診断書などにより区分された等級であり、手帳の交付を受けることにより税金の減免措置などが受けられます。また「第1種」と「第2種」に分類され、JRなど交通機関の利用時の介護者割引などの適用を分別する目安となります。

▶対象となる障がい

- ①視覚障がい ②聴覚または平衡機能の障がい ③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい
- ④肢体不自由 ⑤内部機能の障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓)

療育手帳とは

知的障がいがあると判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくすることを目的とした制度です。障がいの程度については、重度の場合は「A」その他の場合は「B」と区分されます。



⑧後期高齢者医療(役場健康推進課健康保険係☎482-2935(課直通))

- 65歳以上で身体障害者手帳1～3級、および4級の一部の方、療育手帳A判定の方、および前記と同程度以上と認められる方は、後期高齢者医療制度による医療の受給が受けられますので、上記へ申請してください。

⑨育成医療 ⑩更生医療(自立支援医療)の給付(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 18歳未満の身体障害者手帳1～6級の方、18歳以上の身体障害者手帳1～6級の方は、障がいを軽減または改善する特定の医療について、医療保険の本人負担分が給付されますので、上記へ申請してください。

※原則、医療費の自己負担額は1割となります。なお、所得の状況に応じて、自己負担の上限額が決定されます。

【手当・年金・給付】

| 区分 | 障がいの程度 | | 身体障がい者 障がい程度 | | | | | | | | | | | | 療育手帳 | | 所得制限 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------------------|----|--------------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|------|---|------|---|-------------|---|---|---|-------|---|---|---|----|----|----|----|--|
| | 種別 | 等級 | 視覚障がい | | | | | | 聴覚平衡機能障がい | | | | | | 音声 | | | | 肢体不自由上下肢・体幹 | | | | 内部障がい | | | | A | | B | | |
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 3 | 4 | 1 | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 最重 | 重度 | 中度 | 軽度 | |
| 手当・年金 | ①特別児童扶養手当 | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | ○ | ○ | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | △ | △ | 有 | | |
| | ②児童扶養手当 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | △ | | | ○ | ○ | | | 有 | |
| | ③障害児福祉手当 | ○ | △ | | | | | △ | | | | | | | ○ | △ | | | | | ○ | △ | | | ○ | | | | 有 | | |
| | ④特別障害者手当 | △ | △ | | | | | △ | | | | | | | △ | △ | | | | | △ | △ | | | △ | | | | 有 | | |
| | ⑤障害基礎年金 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | △ | △ | 有 | | |
| | ⑥障害厚生年金 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | 有 | | |
| | ⑦家族介護用品の支給 | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | 有 | | |
| 税金 | ⑧補装具費助成 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 有 | | |
| | ⑨日常生活用具給付(地域生活援助事業) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 有 | | |
| | ⑩在宅福祉機器貸与 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | 有 | | |

①特別児童扶養手当(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 20歳未満の心身障がい児を養育している保護者の方に対し、障がいの程度により1級、2級に区分され、年3回に分けて手当が支給されますので、上記へ申請してください。一定以上の所得がある場合は支給されません。

②児童扶養手当(役場福祉こども課児童福祉係☎482-2921(課直通))

- 障がいのある20歳未満の児童を監護している母、当該児童を監護し生計を同じくしている父、父母以外で当該児童を養育している方に対し、年3回に分けて手当が支給されますので、上記へ申請してください。
- ※第1子の場合／全部支給：42,330円、一部支給：9,990～42,320円(所得に応じて10円刻みで算定されます)
- 第2子の場合／10,000円 第3子および第3子以降の場合／6,000円
- ※公的年金を受給している方は支給額が制限される場合があります。一定以上の所得がある場合は支給されません。

③障害児福祉手当 ④特別障害者手当(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 20歳未満で、日常生活において常時、特別の介護を必要とする方に対し、年4回に分けて月額26,830円が支給されますので、上記へ申請してください。施設に入所している場合や、病院などに3カ月を超えて入院した場合、本人・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。

⑤障害基礎年金(役場環境生活課町民係☎482-2934(課直通))

- 国民年金に加入している間に障がい者となった方、20歳以前に障がい者となった方で他の年金を受給していない方に対し、障害年金法による等級1級は975,125円、2級は780,100円(それぞれ年額)が支給されますので、上記へ申請してください。子どもを扶養している場合は、さらに第1・2子に224,500円、第3子以降に74,800円(それぞれ年額)が加算されます。

⑥障害厚生年金(各年金取扱事務所)

- 厚生年金などに加入している間に障がい者となった方で、一定期間以上保険料を納めている方に対して年金が支給されますので、上記へ申請してください。各種年金によって金額などが異なりますので、必ず加入保険先へお問い合わせください。

※⑤・⑥は、20歳前に受給する場合は、所得の状況により支給停止などがあります。

⑦家族介護用品の支給(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 町内在住で住民税が非課税の方のみの世帯(5ページの下表参照)に属する身体障害者手帳1・2級で65歳未満の方や療育手帳A判定の方を日常的に介護している家族に対し、年間75,000円を限度とした給付券(町内の薬局でのみ使用可能)を交付します。

⑧補装具費助成(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 身体障害者手帳1～6級の方に対し、義手・義足・装具・義眼・眼鏡・補聴器・車椅子などの補装具費用を助成しますので、上記へ申請してください。
- ※原則、費用の1割はご本人の負担となります。所得状況に応じて負担上限額が決定されます。治療材料費は該当になりませんので、ご注意ください。

⑨日常生活用具給付(地域生活支援事業)(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 身体障がい者(児)の方に対し、日常生活用具(特殊寝台・入浴補助用具・歩行支援用具・ストマ用具など)を給付しますので、上記へ申請してください。
- ※自己負担はありませんが、各用具に基準額を設定しています。超過した場合、超過分は自己負担となります。

⑩在宅福祉機器貸与(役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通))

- 身体障害者手帳1～6級で前年分の所得税が非課税の世帯の方に対し、障がいの状態に応じて特殊寝台・車椅子・マットレスを貸与します。年1回、更新手続きが必要です。

【税金・医療】

○:対象 △:一部対象 空欄:対象外

| 区分 | 障がいの程度 | | 身体障がい者 障がい程度 | | | | | | | | | | | | 療育手帳 | | 所得制限 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---------------|----|--------------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|------|---|------|---|-------------|---|---|---|-------|---|---|---|----|----|----|----|---|---|
| | 種別 | 等級 | 視覚障がい | | | | | | 聴覚平衡機能障がい | | | | | | 音声 | | | | 肢体不自由上下肢・体幹 | | | | 内部障がい | | | | A | | B | | | |
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 3 | 4 | 1 | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 最重 | 重度 | 中度 | 軽度 | | |
| 税金 | ①所得税・住民税 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 | |
| | ②自動車税 | ○ | ○ | ○ | △ | | | △ | ○ | | △ | | | △ | | | | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 |
| | ③自動車取得税 | ○ | ○ | ○ | △ | | | △ | ○ | | △ | | | △ | | | | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 |
| | ④軽自動車税 | ○ | ○ | ○ | △ | | | △ | ○ | | △ | | | △ | | | | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 |
| | ⑤個人事業税 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 無 |
| | ⑥相続税 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 |
| 医療 | ⑦重度心身障害者医療費助成 | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | 有 | | | |
| | ⑧後期高齢者医療 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 無 | | | |
| | ⑨育成医療(18歳未満) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 無 | |
| | ⑩更生医療(18歳以上) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 無 | |

①所得税・住民税の軽減措置(釧路税務署☎0154㉓5100/役場税務課課税係☎482-2914(課直通))

- ◇身体障害者手帳1・2級の方／特別障害者控除が受けられ、税額が軽減されますので、上記へ申告してください。(原則、それぞれ所得額から所得税については40万円、住民税については30万円が差し引かれます)

- ◇身体障害者3～6級の方・療育手帳B判定の方／障害者控除が受けられ、税額が軽減されますので、上記へ申告してください。(原則、それぞれ所得額から所得税については27万円、住民税については26万円が差し引かれます)

- 障害者手帳を新規に交付された所得者の方が上記の軽減措置を受けるには
 - ☆給与所得者→毎年、年末調整の際(12月)に勤務先の担当者に申告してください。
 - ☆自己申告者→毎年、確定申告の際(2月中旬～3月中旬)に上記へ申告してください。
- 既に障害者手帳を持っている未申告者の方が上記の軽減措置を受けるには
 - ☆上記へ随時申告してください。なお、翌年からは、上記のとおり申告してください。

②自動車税 ③自動車取得税 ④軽自動車税の軽減措置

(釧路総合振興局課税課自動車税係☎0154㉓9164/役場税務課課税係☎482-2914(課直通))

- 本人または障がい者(児)と生計を同じくしている方が運転し、その障がい者(児)の用に供する自動車に係る税が、障がいの程度により免除されますので、上記へ申告してください。

⑤個人事業税の軽減措置(釧路総合振興局課税課事業税係☎0154㉓9161)

- 視覚障がい1・2級の方が行う、あんま・はりなどの医業に関する事業税が非課税となり、税がかからなくなります。また、障がい者の方で、事業主控除(所得から差し引かれる額)をする前の事業所得の合計金額が310万円以下の場合、事業税額が7,500円(事業税額が7,500円以下のときは全額)減免されますので、上記へ申告してください。

⑥相続税の軽減措置(釧路税務署☎0154㉓5100)

- 相続人が障がい者の場合、85歳に達するまでの年数1年につき10万円の控除(身体障害者手帳1・2級は20万円)が障害者控除として所得から差し引かれ、相続税額から差し引かれますので、上記へ申告してください。

⑦重度心身障害者医療費の助成(役場健康推進課健康保険係☎482-2935(課直通))

- 身体障害者手帳1・2級の方、3級の内部障がいの方、療育手帳A判定の方については、医療費の自己負担分を助成しますので、上記へ申請してください。ただし、ある一定の年収以上の方は対象から除外される「所得制限」があり、その所得の状況に応じて助成額に変動がありますのでご注意ください。

【その他・在宅サービス】

| 区分 | 障がいの程度 種別 等級 | 身体障がい者 障がい程度 | | | | | | | | | | | | | | | | 療育手帳 | | | | 所得制限 | | | | | | | | |
|--------|--------------------|--------------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|----|---|---|---|-------------|---|---|---|------|-------|---|---|----|----|----|----|--|
| | | 視覚障がい | | | | | | 聴覚平衡機能障がい | | | | | | 音声 | | | | 肢体不自由上下肢・体幹 | | | | | 内部障がい | | | | A | | B | |
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | | 2 | 3 | 4 | 最重 | 重度 | 中度 | 軽度 | |
| その他 | ①NHK放送受信料免除 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 有 | |
| | ②心身障害者扶養共済年金支給 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 | |
| | ③水道料助成 | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | 無 | |
| | ④携帯電話割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 | |
| | ⑤公営住宅優先入居 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 有 | |
| 在宅サービス | ⑥緊急通報システム | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | |
| | ⑦除雪援助 | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | |
| | ⑧入浴サービス | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | |
| | ⑨移送サービス | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | 無 | |

- ①NHK放送受信料免除(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通))**
 - 身体障害者(児)手帳をお持ちの方がいる、住民税が非課税の方のみの世帯(下の表参照)は、NHK放送受信料が全額免除となります。また、視覚・聴覚障がいや、重度の障害者手帳をお持ちの世帯主は、NHK放送受信料が半額免除となります。身体障害者手帳1～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯主で契約者の場合も半額となります。
 - ※放送受信料の免除を受ける方は、上記へ申請してください。
- ②心身障害者扶養共済年金の支給(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通))**
 - 知的障がい・身体障がい(手帳1～3級)がある方を扶養している65歳未満の保護者の方が共済に加入すると、保護者が死亡したり、重度障害になったときに、残された障がい者の方に終身一定額の年金(月額20,000円)を支給しますので、上記へ申請してください。
- ③水道料金助成(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通))**
 - 身体障害者手帳1・2級の方や療育手帳A判定の方がいる世帯に対し、月額300円(年間3,600円)をまとめて年1回交付しています。
- ④携帯電話料金割引(各携帯電話事業者)**
 - 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方に対し、携帯電話の基本料や通話料などの割引があります。
 - ※各電話会社や契約プランにより割引の内容が異なりますので、直接、ご契約の事業者へお問い合わせください。
- ⑤公営住宅優先入居の資格(役場建設課管理係 ☎482-2941(課直通))**
 - 住宅の確保にお困りの身体障害者手帳1～6級の方、療育手帳A・B判定の方とその家族については、公営住宅へ優先的に選考しています。
 - ※一定の額以上の所得がある方は対象外となります。
- ⑥緊急通報システムの設置(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通))**
 - 町内在住の身体障害者手帳1・2級の一人暮らしの方で、移動能力・内部障がいがある方に対し、緊急通報装置付き電話機の貸与により、緊急事態が発生した場合の救急車や消防隊員の出動などに対応していますので、上記へ申請してください。
 - ※装置の設置は無料ですが、通話料は利用者の方の実費負担となります。
- ⑦除雪の援助(弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-2054)**
 - 町内在住の方で、身体障害者手帳1・2級、肢体不自由3級で自力での除雪が困難な方については、玄関前など日常生活上必要最小限の範囲の除排雪を行いますので、上記へご連絡ください。(利用者負担はありません)
- ⑧入浴サービス(弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-2054)**
 - 町内在住の方で、家庭での入浴が困難で常時の介護を要する身体障害者手帳1・2級の方は、週1回を基準に特別養護老人ホーム摩周の特殊浴槽を利用して入浴を行うことができますので、上記へお問い合わせください。(利用者負担はありません)
- ⑨移送サービス(弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-2054)**
 - 町内在住の肢体不自由による身体障害者手帳1～3級の方で、身体的な事由などにより通常の乗用車や公共交通機関の利用が難しく、移動手段の確保にお困りの方を、リフト付き車輛などで通院などの外出先へ送迎しますので、上記へお問い合わせください。(利用者負担はありません)

住民税が非課税となる収入金額の目安

【身体障害者手帳などをお持ちの方の平成27年中の収入】

| | 給与収入のみ | 年金収入のみ | |
|----|------------|------------|------------|
| | | 65歳未満 | 65歳以上 |
| 金額 | 2,040,000円 | 2,160,000円 | 2,450,000円 |

※非課税世帯とは、その世帯員全員が非課税の世帯です。
あくまで参考の金額ですので、必ずお問い合わせください。

【身体障害者手帳などをお持ちでない方の平成27年中の収入】

| 扶養人数 | 給与収入のみ | 年金収入のみ | |
|------|------------|------------|------------|
| | | 65歳未満 | 65歳以上 |
| 0人 | 930,000円 | 980,000円 | 1,480,000円 |
| 1人 | 1,380,000円 | 1,430,000円 | 1,930,000円 |
| 2人 | 1,660,000円 | 1,710,000円 | 2,210,000円 |
| 3人 | 1,940,000円 | 1,990,000円 | 2,490,000円 |

【交通費・交通機関】

| 区分 | 障がいの程度 種別 等級 | 身体障がい者 障がい程度 | | | | | | | | | | | | | | | | 療育手帳 | | | | 所得制限 | | | | | | | | |
|----------|--------------------|--------------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|----|---|---|---|-------------|---|---|---|------|-------|---|---|----|----|----|----|--|
| | | 視覚障がい | | | | | | 聴覚平衡機能障がい | | | | | | 音声 | | | | 肢体不自由上下肢・体幹 | | | | | 内部障がい | | | | A | | B | |
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | | 2 | 3 | 4 | 最重 | 重度 | 中度 | 軽度 | |
| 交通費・交通機関 | ①日本旅客鉄道(株)運賃割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 | |
| | ②航空運賃割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 無 | |
| | ③バス運賃割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 | |
| | ④タクシー運賃割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 | |
| | ⑤重度心身障害者等交通費助成 | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | 無 | |
| | ⑥有料道路通行料金割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 無 | |
| | ⑦特定疾患等患者通院交通費助成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | 有 | |
| | ⑧心身障害者(児)帰省等交通費助成 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 | |
| | ⑨駐車可標章交付 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | △ | △ | | | | | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 | |
| | ⑩自動車改造費助成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 有 | |

- ①日本旅客鉄道(株)運賃割引(各JR駅、摩周駅 ☎482-2030)**
 - 第1種身体障害者(児)と第1種知的障害者(児)の方、それぞれ介護人1人に対し、介護人がいる場合は、急行券・乗車券が半額となります。また、単独での乗車は距離100kmを超えることが条件となります。
 - 第2種身体障害者(児)と第2種知的障害者(児)の方は、100kmを超える乗車券のみ半額となります。
 - ※切符購入の際に割引を受けるためには、窓口で身体障害者手帳などの呈示が必須となりますので、ご注意ください。
- ②航空運賃割引(各航空各社)**
 - 満12歳以上の第1種身体障害者(児)の方と介護人1人、満12歳以上の第1種知的障害者(児)の方と介護人1人、満12歳以上の第2種知的障害者(児)の方に対し、各種の割引が行われます。各航空運送事業者や路線により、割引率や条件が異なりますので、事前に運行事業者へご確認ください。(国内線のみ適用)
 - ※航空運賃の割引などについては、航空券購入時に窓口で手帳を呈示することが必須となります。
- ③バス運賃割引(各バス会社、阿寒バス ☎486-7716)**
 - 第1種身体障害者(児)の方と第1種知的障害者(児)の方、それぞれ介護人1人に対し、乗車運賃が半額(端数5円未満切り上げ)となります。
 - 第2種身体障害者(児)の方と第2種知的障害者(児)の方は、本人の乗車運賃が半額(端数5円未満切り上げ)となります。
 - ※バス運賃の割引については、バスに乗車する際に身体障害者手帳などの呈示が必須となります。
- ④タクシー運賃割引(各タクシー会社、(株)摩周ハイヤー ☎482-2485)**
 - 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、タクシー運賃が1割引きとなります。
 - ※タクシー乗車時に手帳の呈示が必須となります。
- ⑤重度心身障害者等交通費助成(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通))**
 - 身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対し、交通費補助券が年間6,000円分交付されますので、上記へ申請してください。
 - (阿寒バス(株)、摩周ハイヤー、町内のガソリンスタンドで使用可能です)
- ⑥有料道路通行料金割引(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通))**
 - 身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら自動車を運転する場合や、重度の身体・知的障がいの方が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合は、有料道路の通行料金が半額となります。
 - ※役場で証明を受けた手帳の呈示が必須となります。
- ⑦特定疾患等患者通院交通費助成(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通))**
 - 特定疾患などと診断された医療を受けている方や、腎臓機能障がいにより人工透析を受けている方で、町外(道内)の医療機関へ通院している方に対し、通院交通費の一部を助成していますので、上記へ申請してください。
 - ※所得の状況に応じて助成額に変動があります。
- ⑧心身障害者帰省等交通費助成(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通))**
 - 遠方の障害者支援施設などに入所している障がい者の方などと付き添いの保護者1人に対し、一時帰省・施設の訪問などに要する旅費を年4回に限り助成していますので、上記へ申請してください。
 - ※鉄道路程で自宅から100km以上先にある施設との間の旅費に限ります。
- ⑨駐車可標章交付(弟子屈警察署 ☎482-2110)**
 - 障がい者の方本人、または生計を同じくしている方が運転する自動車は、公安委員会が指定した駐車禁止指定場所への駐車が可能となりますので、上記へ申請してください。法定禁止場所は除かれますのでご注意ください。
 - ※視覚障がい2級まで、平衡機能5級まで、内部3級まで、下肢体幹5級まで(上肢自ら手を使わず足で操縦)が対象となります。
- ⑩自動車改造費助成(役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通))**
 - 肢体不自由による身体障害者手帳1・2級の方本人が運転する自動車に対し、その身体状況に合わせた車両の改造を行う費用を10万円を上限に助成していますので、上記へ申請してください。
 - ※本人の所得の額により、助成の制限があります。